

## 新潟地域産業見本市開催事業に係る公募型プロポーザル実施要綱

新潟地域産業見本市実行委員会（以下「甲」という。）では、令和2年度以降の産業見本市を開催するにあたり、運営主体として、「企画」「制作」「運営」まで一貫して携わる事業者を選定するための公募型プロポーザルを、次のとおり実施する。

### 1 事業の名称

新潟地域産業見本市開催事業

### 2 プロポーザル実施の背景・趣旨

新潟市では、地域経済の活性化のため、地元の産業支援機関、経済団体、金融機関等と連携し実行委員会を組織し、毎年産業見本市を開催しており、平成23年度から令和元年度までの9年はその運営を民間事業者に委託して開催してきた。

平成26年度からは名称を「新潟国際ビジネスメッセ」から「にいがた BIZ EXPO（ビズエキスポ）」に変更し、更にビジネスマッチングに特化した産業見本市として抜本的にリニューアルしたことで、令和元年度は過去最大の出展規模にて開催するに至っている。

令和2年度以降は、「商談型産業見本市」というコンセプトを具現化し、今まで以上にビジネスマッチングに特化した産業見本市へと発展することを目的として、令和2年度から令和4年度までの産業見本市開催事業（以下「事業」という。）を民間事業者に委託する。

### 3 業務内容

「新潟地域産業見本市開催事業に係る仕様書（資料2）（以下「仕様書」という。）」のとおり

### 4 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

### 5 委託費

令和2年度の委託費は、11,627,000円（税込）以内とする。

令和3年度以降の委託費は、新潟市の予算措置をもって年度開始前までに提示するものとし、委託費が大幅に増減した場合、実行委員会と協議のうえ、仕様書等を見直すものとする。

### 6 委託業務の基本指針

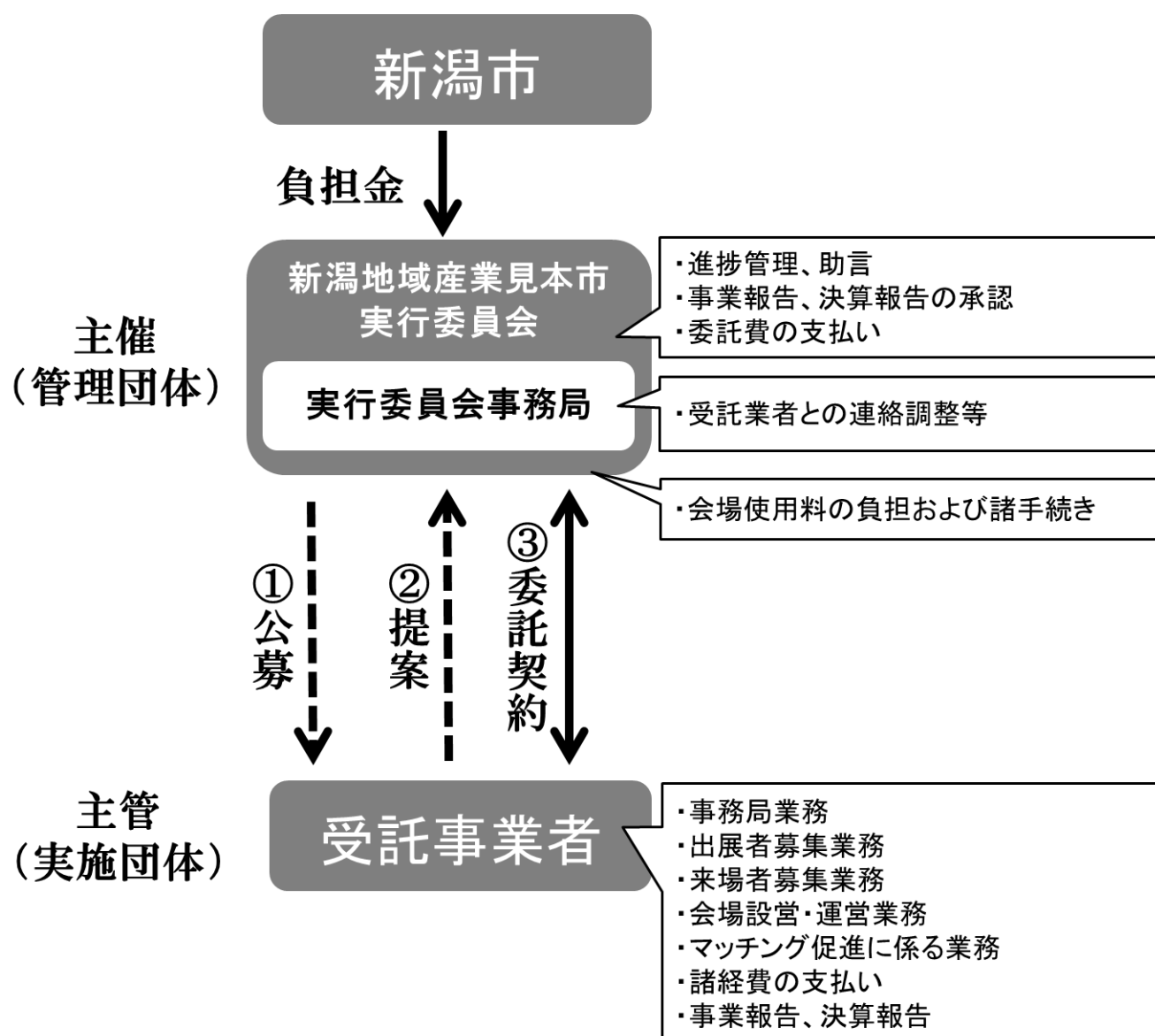
(1) 受託者（以下「乙」という。）は、令和2年度以降に実施する事業に係る企画、制作、運営全般を実施する。事業の開催は毎年とする。

(2) 開催名義は、甲を主催とし、乙を主管とする。

(3) 甲は、年度ごとに乙が企画する事業計画を審議のうえ承認し、事業の円滑な実施及び価値の向上のために乙と協議のうえ必要な措置を講ずる。

- (4) 乙は、事業年度ごとに仕様書に定める成果物を甲に提出し承認を受ける。
- (5) 乙は、事業の実施にあたり、収支全般の責任を負う。
- (6) 乙は、出展料、商談料、協賛金等を収受するとともに、開催業務に必要な諸経費を乙の責任で供給者に支払う。
- (7) 甲は、事業に必要な費用の一部として委託費を支出する。甲の事業に対する収支上の責任は、委託費を上限とする。
- (8) 会場となる新潟市産業振興センターの使用料の負担及び利用予約に係る諸手続きは甲が行う。
- (9) 契約期間内において乙は、本事業の一環として、事業遂行に必要な事務を実施する。

[産業見本市スキーム図]



## 7 受託者の選定方法

受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行う。選定の方法及び選定基準は「新潟地域産業見本市開催事業事業者選定要領（資料4）」による。

## 8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、下記の要件をすべて満たす企業、または団体とする。また単体による参加のほか、複数企業・複数団体によるジョイントベンチャー（共同企業体）（以下「JV」という。）方式による参加を認める。

- (1) 新潟市内に本社、または主たる事業所を有すること。なお、JVで参加する場合は、幹事企業が新潟市内に本社、または主たる事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (4) 個人情報保護について管理監督できる体制を有していること。
- (5) JVで参加する場合は、下記の要件を満たしていること。

なお、JVの構成員は単独、または他のJVの構成員として本プロポーザルに参加することはできないこととする。

ア 前述(2)～(4)については、すべての構成員が要件を満たしていること。

イ JVは自主結成とし、構成企業間で締結する業務分担や責任の所在等を明確にした上で、書面による協定を締結していること。

ウ JVは幹事企業を選定し、この幹事企業をJVの代表者として甲との契約締結が行えること。この場合、契約を締結した幹事企業は、甲に対して全ての責任を負うものとする。

## 9 スケジュール

## (1) 公募開始

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ・仕様書等配布   | 令和2年1月17日(金)      |
| ・質問書受付    | 1月17日(金)～1月27日(月) |
| ・事業者向け説明会 | 1月23日(木)          |
| ・質問書回答期限  | 1月31日(金)          |

## (2) 公募締切

- |             |          |
|-------------|----------|
| ・参加表明書の提出期限 | 2月3日(月)  |
| ・提案書の提出期限   | 2月17日(月) |

## (3) 審査

- |            |           |
|------------|-----------|
| ・書類審査      | 提案書受理後、随時 |
| ・プレゼンテーション | 2月26日(水)  |

- ・選定委員会 2月26日(水)
- ・結果通知 3月2日(月) 予定

## 1.0 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問については、下記により提出すること。

### (1) 提出方法

電子メールにより、質問書(様式第1号)を提出すること。

なお、提出後、未到達を防止するため、送信確認の電話連絡をすること(連絡先は本要綱末に記載)。

### (2) 受付期間

令和2年1月17日(金)～1月27日(月) 午後5時(必着)

### (3) 提出先メールアドレス

info@niigata-ipc.or.jp

### (4) 質問に対する回答

令和2年1月31日(金)までに、実行委員会事務局(公益財団法人新潟市産業振興財団)ホームページ(<https://niigata-ipc.or.jp/>)に掲載するほか、事業者向け説明会参加者全員に電子メールを利用して回答する。

なお、質問の回答は、本要綱並びに仕様書の解釈、追加、または修正とみなす。

## 1.1 参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加表明書(様式第2号)
- ②協定書(任意様式)の写し ※JVで参加する場合
- ③宣誓書(様式第3号)

### (2) 提出期限

令和2年2月3日(月) 午後5時(必着)

### (3) 提出方法

下記「提出場所」に郵送または持参すること。

### (4) 提出場所

新潟地域産業見本市実行委員会事務局(詳細は本要綱末に記載)

### (5) 提出部数

1部

### (6) 参加の辞退

参加表明書提出後の参加辞退は原則認めない。ただし、社会通念上やむを得ない事情がある場合に限り辞退することができる。その際は、令和2年2月10日(月)までに辞退届(様式第4号)を上記(4)へ提出すること。

## 1.2 提案書の提出

本プロポーザルの提案書は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

「新潟地域産業見本市開催事業提案書作成要領（資料3）」のとおり

### (2) 提出期限

令和2年2月17日（月）午後5時（必着）

### (3) 提出方法

下記「提出場所」に持参すること。郵送は認めない。

なお、提出する提案は1社（JVも1社とする）1案とし、提出後の追加及び変更は認めない。

### (4) 提出場所

新潟地域産業見本市実行委員会事務局（詳細は本要綱末に記載）

### (5) 提出部数

印刷物 10部

電子データを格納したCD-ROM 1枚

## 1.3 プレゼンテーション

本プロポーザルの提案書を提出した者は、下記のプレゼンテーションに出席すること。

### (1) 目的

選定委員が、提案書を提出した者から直接に説明を受け、質疑応答を行うことで提案内容の疑問点を解消する。

### (2) 開催日時

令和2年2月26日（水）

上記において実行委員会事務局が指定する時間に実施する。なお、詳細は提案書を提出した者に電子メールを利用して通知する。

### (3) 開催場所

IPCビジネススクエア

（新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階）

### (4) 参加可能人数

1社（JVも1社とする）4人以内

### (5) プレゼンテーション時間

1提案60分（プレゼンテーション30分、質疑応答30分）以内とする。

### (6) その他

①必要な機器類はすべて提案者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは甲が用意する。

②プレゼンテーションおよび質疑応答は非公開で行う。

#### 1.4 受託候補者の決定

- (1) プレゼンテーションの終了後、選定委員会による審査を行う。提案を客観的かつ総合的に評価・採点し、最も優れた提案者に対し、本事業の業務委託契約の第1交渉権を与える。
- (2) 選定結果については、電子メール等を利用して受託候補者に通知する。
- (3) 甲は、第1交渉権を与えられた者と提案内容に基づき、具体的な業務内容を協議の上、委託契約の締結交渉を行う。合意した場合は、当該年度委託費の範囲内で契約を締結する。
- (4) 第1交渉権を与えられた者と合意できなかった場合、または本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、順次次位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- (5) 交渉権者と合意できなかった場合等で、交渉する者がいない場合、甲は再度事業者選定を実施するなどして令和2年4月1日の委託契約締結に努める。

#### 1.5 提案者の失格事項

下記のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提案書の提出期限に遅れた者。
- (2) 本要綱の公表から事業者選定委員会において選考が終了するまでの間に、選定委員を含む関係者に不正な接触を行った者。
- (3) 提案書類に虚偽の記載をした者。または本要綱に違反する表現をした者。
- (4) 「新潟地域産業見本市開催事業提案書作成要領（資料3）」の「2 提案書作成における前提」で記載する条件に合致しない提案をした者で、「新潟地域産業見本市開催事業事業者選定要領（資料4）」の「2 書類審査」での是正の求めに従わない者。

#### 1.6 契約について

- (1) 本事業に係る契約は、新潟市の予算成立を条件とする停止条件付の契約とする。  
(予算が成立しない場合には提案を公募したにとどまり、効力は発生しない。)
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

#### 1.7 その他

- (1) 提案にかかる費用については提案者の負担とする。
- (2) 提案されたすべての書類及び電子媒体は返却しない。
- (3) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (4) 提出された提案書やデザイン等については、提案を行った者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用することはない。
- (5) 契約締結後に提案書に記載のない業務が発生した場合、または提案内容に修正の必要がある場合は、甲と受託者で協議の上実施の可否を検討する。

18 本件に関する問い合わせ先・提出書類の提出先

新潟地域産業見本市実行委員会事務局 担当：井島、佐藤

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階

(公益財団法人新潟市産業振興財団ビジネス支援センター内)

電話：025-226-0550

FAX：025-226-0555

E-mail：info@niigata-ipc.or.jp